

平成 22 年 9 月 28 日

各 位

株 式 会 社 武 富 士
代表取締役社長 吉 田 純 一

会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ（FAQ）

当社は、平成22年9月28日に東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行いました。本件につきまして予想される質問についてFAQを作成いたしましたので、お知らせいたします。

また、電話でのお問い合わせも受け付けておりますので、本社コールセンターまでお問い合わせ下さい。

【目次】

1	更生手続に関する一般的なご質問	2 頁
2	債権者説明会に関するご質問	3 頁
3	現在お取引中のお客様の返済等に関するご質問	4 頁
4	過去にお取引のあったお客様に関するご質問	4 頁
5	過払金債権者様からのご質問	5 頁
6	株主様に関するご質問	5 頁
7	社債権者様からのご質問	6 頁
8	訴訟および強制執行に関するご質問	6 頁

<お問い合わせ先>

本社コールセンター 0 1 2 0 - 9 3 8 - 6 8 5

0 1 2 0 - 3 9 0 - 3 0 2

（受付時間 月～金（祝祭日除く） 午前8時30分～午後7時00分）

1 更生手続に関する一般的なご質問

Q1 会社更生手続とは何か。

A1 経済的苦境に陥った会社を、裁判所の監督の下に、事業を継続しながら再建を図る手続です。更生手続開始決定が出た場合、会社の経営権および財産管理処分権は、裁判所から選任された管財人(開始決定までは保全管理人)に専属し、管財人が、裁判所の監督の下、利害関係人との調整を図りながら当該会社の再建を図ることとなります。

Q2 今後の更生手続の流れはどのようになるのか。

A2 債権届出期間、債権調査期間、更生計画案の提出期間など今後の手続は、更生手続開始決定時に裁判所が定めます。

現在は、裁判所からの保全管理命令及び調査命令の発令により、保全管理人に会社の財産管理処分権が移転し、保全管理人を中心として事業を継続しつつ、裁判所に選任された調査委員により、当社の更生手続開始原因・財産状況などの調査が行われております。調査委員の調査結果を踏まえ、手続の開始が相当と認められた場合には、裁判所が更生手続開始決定を出します。また、更生手続を進める管財人として誰を選任するかについても、更生手続開始決定時に裁判所が決定します。

更生手続開始決定後は、債権者の皆様から債権届出書をご提出いただき、債権調査手続によって、更生債権の金額などを確定します。その後、管財人は、定められた期間内に更生計画案を提出し、債権者の皆様の賛否を問う投票が行われます。投票の結果、更生計画案が可決され、更生計画が認可されると、更生計画の定めにしたがって弁済等を行うこととなります。今後、重要情報につきましては、随時ホームページに掲載して参ります。

なお、本更生手続のスケジュールの予定は、次のとおりです。

<更生手続のスケジュール(目安)>

更生手続開始申立て・・・平成22年9月28日

更生手続開始決定・・・平成22年11月前半頃まで

債権届出期間・・・開始決定から4ヶ月以内

認否書提出期限・・・債権届出期間から2ヶ月程度

更生計画案の提出期限・・・平成23年夏頃

更生計画案の投票・・・更生計画案の提出期限から概ね2~3ヶ月

更生計画案の認可決定・・・可決後、速やかに

ただし、上記はあくまで目安であり、正確なスケジュールは更生手続開始決定時に裁判所が決定することとなります。

Q3 経営陣は手続にどのように関与するのか。

A3 代表取締役兼社長執行役員清川昭、代表取締役兼副社長執行役員武井健晃、取締役兼常務執行役員相田勝則、取締役兼常務執行役員佐藤健吾の4名は、本更生手続開始申立てに伴い、経営責任を明確にするため、本日（平成22年9月28日付）辞任いたしました。従いまして、今後、当社の経営に関与することはありません。また、前代表取締役である近藤光相談役は、本日付で相談役としての職を離れました。

上記4名の取締役を除くその他の経営陣は、当社の経営権及び財産管理処分権を有する保全管理人の下で、事業運営および更生手続の遂行に協力して参ります。弊社の事業である個人消費者向け金融業の特性からして、今後の事業運営および債権調査等の更生手続を迅速かつ円滑に行うためには、蓄積されたノウハウを最大限活用することが不可欠であり、そのためには、従来経営陣が当社に残って保全管理人を補助し、経営の連続性を維持することが重要であると考えております。

2 債権者説明会に関するご質問

Q1 債権者説明会を開く予定はあるのか。

A1 債権者説明会は、東京・大阪で以下のとおり開催する予定です。

詳しくは、弊社ホームページ掲載の「債権者説明会開催のお知らせ」をご覧ください。

（大阪）【場 所】エル・おおさか（大阪府立労働センター エル・シアター）
大阪府大阪市中央区北浜東3 - 14

【日 時】平成22年10月5日（火）
午後1時30分～午後3時00分（開場 午後1時00分）

（東京）【場 所】日本青年館
東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

【日 時】平成22年10月6日（水）
午後1時30分～午後3時00分（開場 午後1時00分）

Q2 債権者説明会には誰でも出席できるのか。

A2 過払金債権者の皆様を含む債権者様は、ご出席いただけます。

なお、当日は、ご入場いただく際に、お名前・会社名等のご記入をお願い致します。

Q3 今回の債権者説明会に出席できないが、その内容を知ることはできないか。

A3 本更生手続に関する情報は、ホームページ上で随時ご提供して参りますの

で、ご出席頂けなかった債権者様はそちらをご覧下さい。

なお、債権者説明会にご出席されないことで、手続上不利益な取扱いがなされることはありません。

3 現在お取引中のお客様の返済等に関するご質問

Q1 現在、武富士から借入れをしているが、会社更生手続開始申立てによって、今後の返済義務はなくなるのか。

A1 当社の会社更生手続開始申立てにより、返済義務がなくなることはありません。従来どおりにご返済をお願いいたします。

なお、利息制限法所定の利率による引き直し計算により、残元金が減少する可能性があります。現在、引き直し計算を行っており、計算が終了しました後、計算後の残元金を弊社 A T M で表示させて頂く、あるいは、お客様からのお問い合わせに対して、末尾記載の本社コールセンターでご案内するなどの対応をさせていただきます。

なお、現在計算作業を行っている最中であり、お問い合わせ時にご回答できない場合もございますので、予めご了承願います。

4 過去にお取引があったお客様に関するご質問

Q1 過払金があるかどうかを調べてくれないのか。

A1 末尾記載の本社コールセンターまでお問い合わせ下さい。本社コールセンターにてご案内いたします。

なお、現在、計算作業を行っている最中です。更生手続開始決定後、更生債権届出書等の書類の送付時期にあわせてご回答申し上げます。

5 過払金債権者様からのご質問

Q1 過払金は更生手続の中では、どのように取り扱われるのか。

A1 更生債権となります。

過払金の発生しているお客様は更生手続において更生債権の届出を行って頂く必要があります。

既に当社に対して過払金返還請求を行っている過払債権者様には、更生手続開始決定後に更生債権届出書等の書類をご送付する予定です。

債権届出書類が送付されなかった皆様に対しましても、送付を希望する旨の連絡を頂いた場合には順次お送りいたします。詳しくは、本社コールセンターまでご連絡下さい。

Q2 過払金は、今からでも全額支払ってもらえるのか。

A2 裁判所より発令された保全管理命令によって、過払金のお支払いは禁止さ

れております。また、更生手続開始決定後は、過払金は更生債権として扱われ、更生計画に従って弁済されることとなります。更生計画によらずに弁済を行うことはできませんので、予めご了承ください。

更生債権者の皆様に対しては、今後、管財人が提出する更生計画案において、弁済の時期および金額（弁済率）などをご提示することとなりますが、その内容は現段階で全く未定です。多くの債権者の皆様から届出を頂き、届出債権額が多額に上がった場合などは、弁済率が低くなる可能性もございます。

Q3 判決や和解により確定している過払金は全額支払ってもらえるのか。

A3 判決や和解により確定している過払金につきましても、裁判所より発令された保全管理命令によりお支払いすることはできません。

今後の弁済に関しては、上記A2と同じ回答となりますので、そちらをご参照ください。

6 株主様に関するご質問

Q1 株式はどうなるのか。

A1 株式の取扱いは、更生計画案により定めることとなります。

現時点では、会社更生手続開始を申立てたばかりですので、株式の最終的な取扱いについては確定しておりません。

なお、今後の調査の結果、弊社が債務超過であると認められるに至った場合には、誠に遺憾ながら、株主の皆様につきましては、更生手続において議決権が認められないこととなります。また、その場合には、その後の手続に関するご連絡等も行わない取扱いとなりますので、予めご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q2 株式は売買できるのか。

A2 会社更生手続開始申立てに伴い、弊社株式については東京証券取引所による上場廃止の決定がされ、整理銘柄に指定されております。

整理銘柄に指定された場合でも、整理銘柄としての売買は可能です。整理銘柄の指定期間、上場廃止日等につきましては、東京証券取引所のホームページにてご確認下さい。

Q3 今後、株主総会を開催する予定はあるか。

A3 株主総会を開催する予定はございません。

弊社ホームページに、重要情報等は掲載しておりますので、ご参照下さい。

7 社債権者様からのご質問

Q1 社債管理会社の設置はあるか。

A1 弊社には会社法上の社債管理会社の設置はございません。

Q2 更生債権届出はどのようにすればよいか。

A2 国内債につきましては、各社債権者様ごとに個別にお届け出いただく必要がございます。ご不明な点等につきましては、本社コールセンターまでお問い合わせ下さい。

8 訴訟および強制執行に関するご質問

Q1 武富士に対する過払金返還請求訴訟は今後どうなるのか。

A1 申立てと同時に裁判所から保全管理命令が発令され、保全管理人が選任されました。これにより、過払金返還請求訴訟を含む訴訟手続は中断しております。

Q2 武富士に対する強制執行はどうなるのか。

A2 申立てと同時に発令された包括的禁止命令によって、当社の財産に対する新たな強制執行は禁止されています。また、既になされていた強制執行手続は中止（凍結）されます。

Q3 武富士から強制執行を受けているが、今後どうなるのか。

A3 当社からの強制執行手続は、包括的禁止命令の対象とはなりませんので、手続が停止することはありません。

<お問い合わせ先>

本社コールセンター 0120-938-685

0120-390-302

(受付時間 月～金(祝祭日除く) 午前8時30分～午後7時00分)